

**「子ども・子育て支援事務のシステム再構築に向けた  
BPR（業務改革）支援業務委託」  
提案書評価基準**

**1 基本的な評価事項**

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

**2 評価点**

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は230点とします。

**3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応**

評価項目のうち「提案内容」及び「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

**4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い**

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

**5 評価方法**

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評点は各A＝5点、B＝3点、C＝0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は  $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は  $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は  $0点 \times 2 = 0点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,150点、基準点は690点）。基準点に達しない場合は不適合とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目・評価の着眼点	評価			採点			
	A(5点)	B(3点)	C(0点)	評価	比率	評価点	配点
<b>1 法人の経営状況・業務実績</b>							
安定的に業務を行うことができる経営基盤を有しているか。	優れている	十分である	劣っている		×1		5
同種又は類似する業務のBPR(業務改革)支援の実績	複数ある	ある	ない		×3		15
国、地方公共団体又は従業員数300人以上の企業等でのBPR(業務改革)支援の実績	豊富である	十分である	劣っている		×2		10
<b>2 本業務に対する基本的な考え方</b>							
本業務の目的を十分理解しており、明確かつ具体的な提案であるか。	優れている	十分である	劣っている		×3		15
<b>3 業務の実施体制</b>							
本業務の管理責任者における、同種又は類似するBPR(業務改革)支援の実績	優れている	十分である	劣っている		×2		10
本業務の管理責任者以外の業務担当者における、同種又は類似するBPR(業務改革)支援の実績	優れている	十分である	劣っている		×2		10
実証効果を高めることができる業務実施体制となっているか。(人員配置、委託者に対するサポート体制)	優れている	十分である	劣っている		×2		10
<b>4 スケジュール</b>							
納品までのスケジュールが適切に示されているか	優れている	十分である	劣っている		×3		15
適宜、進捗状況報告がなされるスケジュールが示されているか	優れている	十分である	劣っている		×3		15
各作業段階に応じて、本市と受託事業者の作業内容が具体的に示されているか	優れている	十分である	劣っている		×3		15
<b>5 提案内容(BPR)</b>							
提案された手順は妥当かつ効果的で、実現可能な内容になっているか	優れている	十分である	劣っている		×5		25
BPRIによる現状調査、課題整理について分かりやすく説得力のある提案がされているか。	優れている	十分である	劣っている		×3		15
提案者の専門知識を適切に生かした提案となっているか	優れている	十分である	劣っている		×3		15
子育て支援事務について十分な知識・経験に基づく提案となっているか	優れている	十分である	劣っている		×3		15
<b>6 独自性</b>							
業務説明資料に記述がある業務内容の他に、本業務の目的を達成するためのアイデア・技術支援等に関して、提案上限額の範囲内で効果的な手法や魅力的な提案がなされているか。	優れている	十分である	劣っている		×3		15
<b>7 ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組</b>							
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)	/	該当する	該当しない		×1		5
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。(従業員301人未満の場合のみ加算。)	/	該当する	該当しない		×1		5
次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	/	該当する	該当しない		×1		5
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。	/	該当する	該当しない		×1		5
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。(従業員45.5人以上の場合。)又は、障害者を1人以上雇用している。(従業員45.5人未満の場合)	/	該当する	該当しない		×1		5
合計							230